

## 青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

### 1 制定理由

人事院及び青森県人事委員会による給与改定に係る勧告等を勘案して、職員の給料月額等の改定を行うため、関係条例を改正しようとするもの

### 2 改正対象条例

- |                          |               |
|--------------------------|---------------|
| (1) 青森市職員の給与に関する条例       | (第 1 条・第 2 条) |
| (2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 | (第 3 条・第 4 条) |
| (3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例  | (第 5 条)       |
| (4) 青森市特別職の職員の給与に関する条例   | (第 6 条・第 7 条) |
| (5) 青森市職員の特殊勤務手当に関する条例   | (第 8 条)       |

### 3 主な改正内容

#### I 給料表の改定

- (1) 青森市職員の給与に関する条例…………… (第 1 条)

##### ①行政職給料表

高卒程度初任給 23,600 円(170,900 円→194,500 円)、大卒程度初任給 23,200 円(202,400 円→225,600 円)をはじめ若年層に重点を置いて、全ての職員の給料月額を引上げ改定(平均改定率 3.22%)

##### ②その他(公安職、教育行政職、医療職)の給料表

行政職給料表との均衡を考慮した引上げ

- (2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例…………… (第 3 条)

給料表について、行政職給料表との均衡を考慮した引上げ

- (3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例…………… (第 5 条)

給料表について、行政職給料表との均衡を考慮した引上げ

## II 期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定

令和 6 年度

(単位：月数)

区分	手当名	6 月期	1 2 月期	年計	前年度比
一般職員 (第 1 条)	期末	1. 225	1. 225 → 1. 275	2. 450 → 2. 500	+ 0. 05
	勤勉	0. 975	0. 975 → 1. 075	1. 950 → 2. 050	+ 0. 10
再任用職員 (第 1 条)	期末	0. 6875	0. 6875 → 0. 7125	1. 375 → 1. 400	+ 0. 025
	勤勉	0. 4625	0. 4625 → 0. 5375	0. 925 → 1. 000	+ 0. 075
任期付研究員 (第 3 条)	期末	1. 650	1. 650 → 1. 800	3. 300 → 3. 450	+ 0. 15
特定任期付職員 (第 5 条)	期末	1. 650	1. 650 → 1. 800	3. 300 → 3. 450	+ 0. 15
特別職及び 市議会議員 (第 6 条)	期末	1. 650	1. 650 → 1. 750	3. 300 → 3. 400	+ 0. 10

(参考)

会計年度任用 職員	期末	1. 225	1. 225 → 1. 275	2. 450 → 2. 500	+ 0. 05
	勤勉	0. 975	0. 975 → 1. 075	1. 950 → 2. 050	+ 0. 10

令和 7 年度以降

(単位：月数)

区分	手当名	6 月期	1 2 月期	年計	前年度比
一般職員 (第 2 条)	期末	1. 225 → 1. 250	1. 275 → 1. 250	2. 500	—
	勤勉	0. 975 → 1. 025	1. 075 → 1. 025	2. 050	—
再任用職員 (第 2 条)	期末	0. 6875 → 0. 700	0. 7125 → 0. 700	1. 400	—
	勤勉	0. 4625 → 0. 500	0. 5375 → 0. 500	1. 000	—
任期付研究員 (第 4 条)	期末	1. 650 → 1. 725	1. 800 → 1. 725	3. 450	—
特別職及び 市議会議員 (第 7 条)	期末	1. 650 → 1. 700	1. 750 → 1. 700	3. 400	—

(参考)

会計年度任用 職員	期末	1. 225 → 1. 250	1. 275 → 1. 250	2. 500	—
	勤勉	0. 975 → 1. 025	1. 075 → 1. 025	2. 050	—

### Ⅲ 寒冷地手当の支給月額の変改 (第 1 条)

支給月額を引上げ

令和 6 年度以降

世帯主である職員		その他の職員
扶養親族あり	扶養親族なし	
19,800 円 (+2,000 円)	11,400 円 (+1,200 円)	8,200 円 (+840 円)

※カッコ内は改定前との差額

### Ⅳ その他の改定

- ・保健所に勤務する医師確保のため、当該医師に支給される特殊勤務手当の支給限度額を引上げ (第 8 条)

### 4 施行期日

第 1 条、第 3 条、第 5 条、第 6 条 [令和 6 年度に係る改定]

公布の日 (適用日を令和 6 年 4 月 1 日とする。)

第 2 条、第 4 条、第 7 条、第 8 条 [令和 7 年度以降に係る改定]

令和 7 年 4 月 1 日

### 5 影響額

給料表の改定、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当の引上げに係る影響額

725,767 千円の増

【参考】会計年度任用職員に対する報酬、期末手当及び勤勉手当の引上げに係る影響額

447,029 千円の増